

タイ
商標規則

(No. 5 of B. E. 2560)

商標法(B. E. 2534)に基づく発令

2017年9月1日施行

目次

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条
- 第7条
- 第8条
- 第9条
- 第10条
- 第11条
- 第12条
- 第13条
- 第14条
- 第15条
- 第16条
- 第17条
- 第18条
- 第19条
- 第20条
- 第21条
- 第22条
- 第23条
- 第24条
- 第25条
- 第26条
- 第27条
- 第28条
- 第29条
- 第30条
- 第31条
- 第32条

第1条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第3条(2)の規定を廃止し、次のように置き換える。

「(2) 法人については、合法的な認証機関が6月以内に発行した現在の法人証明書の写真複写を使用することができる。ただし、外国法に基づいて設立された法人である場合は、海外の法人であることを証明する陳述が含まれることを条件として、第5条の書類を提出しなければならない。」

第2条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第5条第1段落の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第5条

外国において行われる署名者の認証又は代理人若しくは弁護士の選任は、次のように行わなければならない。

(1) 署名者の認証のみの場合は、代理人又は弁護士が選任されている国のタイ大使館又はタイ領事館の職員が認証を請け負う。

(2) 署名者の認証又は代理人若しくは弁護士の選任の場合は、代理人若しくは弁護士が選任されている国の商務省管轄の事務局長、公証人又は現地法により書類の公認証人として指定された者が認証を請け負う。」

第3条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第9条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第9条

証明書及び証明書の副本に関しては、本省令に附属する次の様式を使用しなければならない。

- (1) 商標/サービスマーク登録証：C. M. 1 様式
- (2) 証明標章登録証：C. M. 2 様式
- (3) 団体標章登録証：C. M. 3 様式
- (4) 商標/サービスマーク登録証の副本：C. M. 4 様式
- (5) 証明標章登録証の副本：C. M. 5 様式
- (6) 団体標章登録証の副本：C. M. 6 様式」

第4条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された省令 No. 4(B. E. 2543)により改正された、商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第10条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第10条

出願人は、身分証明書を添付した出願を提出しなければならない。」

第5条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された省令 No. 4(B. E. 2543)により改正された、商標法

(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 11 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 11 条

出願に表示する商標の画像は、鮮明でなければならない。

登録出願する商標が色彩の組み合わせである場合は、出願人は、色及びその配置を説明しなければならない。

登録出願する商標が物体の図又は形状である場合は、当該商標の画像には、本質的な要素であるその図又は形状がすべて示されていなければならない。出願人は、物体の図又は形状を説明することができる。」

第 6 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された省令 No. 4(B. E. 2543)により改正された、商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 11 条の 2 の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 11 条の 2

登録出願する商標が音声記録であるか又は音声記録から構成されている場合は、出願人は、当該音声記録を明確に説明し、かつ、鮮明に記録された音声ファイルを送付しなければならない。出願人は、当該商標の特徴を示す曲譜、スペクトログラム又は他の資料を提出することができる。」

第 7 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 12 条第 2 段落として、次のものを追加する。

「登録出願する商標が中国語により記載されている場合は、発音は北京語及び潮州語に従う。」

第 8 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された省令 No. 4(B. E. 2543)により改正された、商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 12 条の 3 第 1 段落の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 12 条の 3

出願とともに、第 12 条の 2 に基づく書類及び証拠を提出しなかった場合は、出願人は、商標登録の出願及び商標法第 28 条の 2 に基づく権利の行使のための出願を提出するときに、長官が通知して定めた様式を用いて延長書を作成しなければならない。この点に関して、登録官は、当該提出日から 60 日以内の任意の日まで提出を延長する権限を有する。」

第 9 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 12 条の 4 として、次のものを追加する。

「第 12 条の 4

出願人は、商務省の通知に基づいて、商品の区分に応じた商品一覧を示さなければならない。」

第10条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された省令 No. 4(B. E. 2543)により改正された、商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第13条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第13条

出願の登録事項の補正は、次のように請求しなければならない。

- (1) 商標の本質的でない要素を補正する場合は、補正する商標を表示した出願を提出しなければならない。
- (2) 他の登録事項を補正する場合は、当該事項を補正するための書類及び証拠の写しを1部ずつ添付して、出願を提出しなければならない。」

第11条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第14条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第14条

出願人が、登録出願する商標の本質的な要素である部分の補正又は商品一覧の追加を希望する場合は、出願人は、新たな商標登録の出願を提出しなければならない。」

第12条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第16条(2)の規定を廃止し、次のように置き換える。

「(2) 商標」

第13条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第17条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第17条

商標登録出願の公告命令の取下げを公告する場合は、登録官は第15条に従う。」

第14条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第22条の規定を廃止する。

第15条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第23条(7)の規定を廃止し、次のように置き換える。

「(7) 商標」

第16条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第26条第1段落の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第26条

第 24 条(3)に基づく異議申立書又は第 25 条(2)に基づく意見書を裏付ける書類及び証拠を提出しなかった場合は、異議申立人又は出願人は、当該異議申立書又は意見書を提出する際に、延長書を作成しなければならない。提出日から 60 日以内の任意の日まで延長することができる。」

第 17 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された省令 No. 4(B. E. 2543)により改正された、商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 28 条(3)(C)の規定を廃止し、次のように置き換える。

「(C) 異議申立人の商標」

第 18 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 29 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 29 条

証明書を破損又は紛失した場合は、商標権者は、証明書正本又は所有者若しくは代理人の紛失理由を記載した確認書を添付した申請書を提出することにより、その副本を請求することができる。」

第 19 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 33 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 33 条

登録官の命令により、商標に関する権利の譲渡又は相続の登録が認められた後、当該登録は登録原簿に記録され、新しい登録証が譲受人に発行される。過去に発行された証明書は、失効したものとみなす。」

第 20 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)の「第 7 部 商標に関する権利の譲渡又は相続」の第 33-1 条として、次のものを追加する。

「第 33-1 条

登録官の命令により、一定の商品についての商標に関する権利の譲渡又は相続の登録が認められた後、次のことを行わなければならない。

- (1) 当該登録を登録原簿に記録すること
- (2) 譲渡された商品又は相続された商品の新しい登録番号及び新しい登録を発行すること
- (3) 譲渡人及び譲受人に新たな商標登録証を発行し、これによって、過去に発行された証明書は失効したものとみなすこと

第 1 段落に基づいて譲渡又は相続された商標の商標ライセンス契約が登録されている場合は、登録官は、当該商標ライセンス契約を登録原簿に登録しなければならない。」

第 21 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 35 条及び第 36 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 35 条

商標権者は、登録事項を訂正する場合に、当該事項を訂正するための書類及び証拠の写しを 1 部ずつ添付して、申請書を提出しなければならない。

第 36 条

登録官が登録事項の訂正を認めた後、当該訂正は登録原簿に記録され、通知書が商標権者に発給される。」

第 22 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された省令 No. 4(B. E. 2543)により改正された、商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 37 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 37 条

商標権者は、その登録の更新のための申請書を提出し、当該商標を付した商品の一覧をその区分に応じて示さなければならない。」

第 23 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 38 条の規定を廃止する。

第 24 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 39 条及び第 40 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 39 条

商品の区分の変更に関して商務省が通知した場合に、登録されている区分とは異なる区分の商品一覧があるときは、商標権者は、登録更新のための申請書を提出しなければならない。これによって、商標を付した商品の一覧を商務省の通知に基づく区分に応じて示さなければならない。

第 40 条

登録官が登録更新を認めた後、当該更新は登録原簿に記録され、その更新証が商標権者に発行される。」

第 25 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 41 条(2)の規定を廃止し、次のように置き換える。

「(2) 商標ライセンス契約がある場合は、当該ライセンス契約書に別段の規定がない限り、それぞれのライセンシーに示し、その同意書を添付しなければならない。」

第 26 条

商標法(B. E. 2534)に基づいて発令された商標規則(B. E. 2535)第 45 条第 1 段落の規定を廃止

し、次のように置き換える。

「第 45 条

商標ライセンス契約の登録を申請する場合は、商標権者及び登録ライセンシーになることを申請する者は、商標ライセンス契約書を添付して申請書を提出しなければならない。当該商標ライセンス契約書には、商標権者と登録ライセンシーになることを申請する者の双方が署名しなければならない。」

第 27 条

商標法 (B. E. 2534) に基づいて発令された商標規則 (B. E. 2535) 第 46 条、第 47 条、第 48 条及び第 49 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 46 条

登録官の命令により、商標ライセンス契約の登録が認められた後、当該登録は登録原簿に記録され、商標ライセンス契約書は商標権者に返却される。

第 47 条

商標権者とライセンシーとは共同して、商標ライセンス契約書の登録事項を訂正するための申請書を提出しなければならない。ただし、訂正部分が明示されていなければならない。加えて、商標権者及びライセンシーが署名した、訂正後の商標ライセンス契約書を添付しなければならない。

第 48 条

登録官の命令により、商標ライセンス契約書の登録事項の訂正が認められた後、訂正された事項は登録原簿に記録され、商標ライセンス契約書はその後商標権者に返却される。

第 49 条

商標権者及びそのライセンシーは共同して、商標ライセンス契約書を添付し、商標法第 72 条第 1 段落に基づく商標ライセンス契約の登録取消のための申請書を提出しなければならない。」

第 28 条

商標法 (B. E. 2534) に基づいて発令された商標規則 (B. E. 2535) 第 52 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 52 条

登録官の命令により、第 49 条に基づいて商標ライセンス契約が取り消された後、当該取消は、登録原簿及び商標ライセンス契約書に記録される。その後、商標ライセンス契約書は商標権者に返却される。」

第 29 条

商標法 (B. E. 2534) に基づいて発令された省令 No. 4 (B. E. 2543) により改正された、商標法 (B. E. 2534) に基づいて発令された商標規則 (B. E. 2535) 第 53 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 53 条

商標法第 74 条に基づく登録官の最終命令若しくは商標委員会の最終決定又は商標法第 75 条に基づく商標委員会の最終決定又は裁判所の最終判決により、商標ライセンス契約の登録が

取り消された場合は、登録官は、商標権者に商標ライセンス契約書の提出を命じなければならず、また、当該取消を登録原簿及び商標ライセンス契約書に記録しなければならない。その後、商標ライセンス契約書は商標権者に返却される。」

第 30 条

商標法 (B. E. 2534) に基づいて発令された商標規則 (B. E. 2535) 第 56 条及び第 57 条の規定を廃止し、次のように置き換える。

「第 56 条

証明標章の所有者は、次の書類及び証拠を添付して、証明標章の使用に関する規則の補正を登録するための申請書を提出しなければならない。

- (1) 証明標章の使用に関して補正された規則又はその補正部分
- (2) 補正を請求する規則に応じた証明能力を証明する書類及び証拠
- (3) 補正が公共の利益に影響を与えないことを証明する書類及び証拠又は説明

第 57 条

登録官が証明標章の使用に関する規則の補正の登録を認めた後、当該補正は登録原簿に記録され、補正された規則の要点は公表される。その通知書は、証明標章の所有者に送付される。」

第 31 条

商標法 (B. E. 2534) に基づいて発令された商標規則 (B. E. 2535) 第 58 条第 2 段落の規定を廃止し、次のように置き換える。

「登録官の命令により、第 1 段落に基づく譲渡が認められた後、証明標章の譲渡は登録原簿に登録及び記録され、新しい登録証が譲受人に発行される。過去に発行された証明書は、失効したものとみなす。」

第 32 条

商標法 (B. E. 2534) に基づいて発令された商標規則 (B. E. 2535) の附属書を廃止し、本省令の附属書に置き換える。

2017 年 7 月 14 日作成

アピラディ・タントラポーン (Apiradi Tantraporn)

商務大臣